

子育て・子育て支援情報 26

問合せ先 市役所こども育成グループ
☎52-1111(内線362・363)
Eメール ikusei@city.takahama.lg.jp

市役所こども育成グループから、子育て・子育て支援に関する情報を毎月1日号で、お知らせします。

あかちゃん親子ふれあい交流



次世代育成支援に関わる活動として高浜おてん婆おてん娘まちづくりの会の主催で、高浜市

内の中学3年生を対象とした、あかちゃん親子との交流が行われています。

6月には高浜中学校体育館2階の多目的ホールを会場に、家庭科の授業の一環として、3クラスで交流が行われました。参加した中学生たちは、おむつの交換をしたり、ミルクをあげたりと、積極的にふれあう姿が見られました。

この交流を通して、自分がかちゃんだった頃に思いをはせ、成長を見守り、ささえてくれる家族の存在や、自分が生まれるまでの命のつながりなど、多くのことを学んだようです。

今後は、10月に高浜中学校3年生4クラスで実施される他、



◆カラフルチンジャオロース
材料(1人分) 牛もも肉35g
(醤油2g、片栗粉1g)、ピーマン10g、赤ピーマン5g、黄ピーマン5g、たけのこ20g、油適量、酒1g
A (醤油4g、砂糖2g)

作り方

- ①牛肉は細切りにし、醤油で下味をつけ、片栗粉をまぶす。
- ②ピーマン、たけのこは、それぞれ細切りにする。
- ③油で牛肉を炒め、酒をふる。たけのこ、ピーマンを入れてさらに炒める。
- ④Aの調味料で味付けをする。

栄養士から一言 夏野菜のおいしい季節になりました。夏野



菜のピーマンにはいろいろな色があります。緑色のピーマンは未熟なうちに収穫したものです。完熟すると赤ピーマンになりますが、オレンジや黄色になるものもあります。

こんな子育て支援をしています

市内で実施している子育て支援事業をご紹介します。今回は、病後児保育です。

病後児保育の紹介

仕事と育児の両立にあたって、たいへんなことの一つが子どもの病後ではないでしょうか。市では、病後児保育を実施しています。

・病後回復期にあり、通園・通学が困難であること。
・保護者の通勤などの都合により家庭で保育を受けることが困難であること。

※家庭的保育利用者や一時的な急用でも利用できます。
定員 1日2人まで。

申込方法 原則として、前日の午後3時までに市役所こども育成グループに予約してください。急な場合は、ご相談ください。

※医師の診断を受け、医師連絡表を書いてもらってください。



病後児保育室

(市内の病院では300円の手数料が必要です)

※感染するおそれのあるお子さんや病後になったばかりのお子さん(急性期)はお預かりすることができませんので、医師に確認してください。

必要書類

・病後児保育事業利用登録書(利用にあたり事前の登録が必要で、利用当日の登録も可能です)

・医師連絡表
・保護者連絡表
・与薬依頼表(薬を与える必要がある方のみ)

実施場所 保健センター2階(高浜市立病院隣)

実施日時 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで(祝日および年末年始は

コラム

たかはま子ども市民憲章

市では、10月26日(金)・27日(土)に「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムを開催します。

このシンポジウムは、国連子どもの権利条約の実現を図ることを目的にした早稲田大学喜多明人氏をはじめとする学識経験者および行政職員を中心に平成14年兵庫県川西市で開催されて以来、毎年開催されています。

高浜市では、平成15年11月に「たかはま子ども市民憲章」を制定し、この普及啓発を行っています。このシンポジウムに関係する先生たちに子ども市民憲章に関するメッセージをお願いし連載しています。皆さんも一緒に、子どものことを考えてみませんか。

除く) 利用料金 1日2,000円 ※生活保護法による被保護世帯および市民税非課税世帯は無料です。

※所得税非課税世帯は半額(1,000円)です。
申込先 市役所こども育成グループ
☎52-1111(内線362・363)

子どもの人権実現の壁

半田勝久氏(東京成徳大学)



◆略歴
東京成徳大学子ども学部専任講師。愛知県名古屋出身。「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム実行委員、八千代市子ども人権ネットワークスパーヴァイザー。著書『子どもオンパスパイン』子どものSOSを受けとめて(共著、日本評論社)、『教育と人権』(共著、紫峰図書)他。

近年ではさまざまな自治体で子ども憲章や条例を制定し、市町村のなかで子どもの権利を保障しているという取り組みが盛んになっています。

一方「子どもの人権が子どもをだめにした」、「学校がだめになったのは子どもを甘やかす人権思想だ」、「それでなくても生きているのに、人権などといった

らどうなるのか」といった子どもの権利へのアレルギーやバツクラッシュといわれる誤解や抵抗感が社会に存在しているのも事実です。

おとなと子どもという絶対的な力関係の差を前提として、子どもは「こうあるべきである」、「こうあつてはならない」というおとなの願望や規制を受けることとなります。そうしたおとなの子どもの親や子どもの人権についての理解が、子どもの人権実現の壁となっています。

子ども憲章や条例を基盤にしなが、生活のなかで子どもたちと共に権利について学び、実践していくことが、子どもの自尊心を高めるとともに、自己実現をはかることにつながるのではないのでしょうか。

